

法幣對策の種々相

—— 其二 蔣政府系四銀行の統轄まで ——

岩 井 茂

前 號 目 次

- 一 は し が き
- 二 法幣制定まで
- 三 法幣の制定
- 四 貿易通貨
- 五 吾國の貿易銀
- 六 匯 劵
- 七 初期の法幣對策
- 八 聯 銀 劵
- 九 北支に於ける法幣の清掃

本 號 目 次

- 一〇 中支通貨工作
- 一一 日支、英米佛協力案
- 一二 圓ノートの問題
- 一三 軍用手票
- 一四 宣 撫 品
- 一五 聯銀券流通論
- 一六 小規模地方銀行案
- 一七 華興商業銀行の組成
- 一八 華興商業銀行の使命と華興券の對外價值
- 一九 華興券對法幣
- 二〇 蔣政府の法幣支持策
- 二一 法定安定資金
- 二二 法幣の第二次、第三次崩落と其の支持策
- 二三 新貿易通貨案
- 二四 蔣政府系四銀行の統轄
- 二五 む す び

一〇 中支通貨工作

前號に於て筆者は、法幣の制定過程より筆を起し、事變後、北支にありて臨時政府が之が對策として、聯銀券を發行するに至りし迄の経過を概観した。その後聯銀券の普及方策並に天津租界問題に關連した現銀引渡問題等尙論すべき多くのものが殘存するも、今少時北支より眼を放つて中支の狀況に目を移したいと思ふ。

中支に於ける法幣對策は、之が問題の發生當初よりその難問題たることが認められてゐた。即ち中支、就中上海を中心とし、殊にその中には複雑なる對外問題を包藏する租界を擁してゐるが故に、茲に於て處置する方策は北支に於ける程簡單なものではあり得ない。その上とに角北支に於て中國聯合準備銀行が設立され、それが新通貨を發行するに至つた以上は（一時此の銀行の設立は尙早であつたとか、失敗であるとかの風評もあつたが、何といつても之が一旦出來上つた以上は）之を取り潰すわけには行かず、是非ともその成功に努力しなければならぬ必然的運命に立到つてゐたからして、只その最初の目的を貫徹するといふ一途をひた向きに邁進するより他に選ぶべき途が許されてゐない。よつて假令それが困難であつても、進路は只一筋である。然るに中支に於ては之から問題の解決に着手するのであり、然かもその問題が複雑多端であるが故に自ら當局者並に貨幣論家の興味は此の方面に注がれることゝなつた。

其の間中支の通貨工作につきては種々なる提案や意見があつたが、今それを細大漏らすことなく擧げること

到底不可能に屬する、のみならずその中の一つにても稍詳細に記述することは今の場合機宜の處置ではなからう。依つて今假りに諸々の主張や提案を類型的に區分し、それにつき簡単な説明と批評とをなすことを以て満足しなければならぬ。

一一 日支、英米佛協力案

中支に於ける法幣對策、從つて又通貨工作は大體左の二に類別することができやう。

一、日本並に維新政府側のみにて独自の通貨工作进行を講ずる案

二、租界の複雑性、重要性に顧みて英米佛とも協力して通貨工作を行ふの案

之等各々の主張の中にも各種の異つた意見あり必ずしも一概に論じ得ないものがあると雖も、原理上第二案は不適當である。蓋しこの第二案は一面、中支の特性を認識し、租界の複雑性、重要性を認めての議論であるが故に最も現實的なりとの見解も成立つであらうが、他面租界が今事變の處理に多大の障礙を與へてゐることを惟へば、中支の通貨工作に諸外國の協力を求め、その援助を仰ぐことは、假令それが可能であるとしても、それは今日の救済の爲めに明日の困難を進んで求めるものであるといはねばならぬ。蓋し租界に於ける外國權益、外國資本力の優勢なことは事實であるが、さればといつて百パーセントこれを承認してその協力を求めることはそのことと自體が既に彼等に屈服せることの證據と考へられるが故に、彼等は必ずや協力に際し不當なる條件を附するに

相違ない。依つて最初よりかゝる不當なる條件の提出された場合甘んじて之を受諾するの用意、即ち屈服の覺悟なくしては抑々かゝる提案は出來ない筈である。又纏つて考察すれば、吾人が通貨工作の目標とする法幣はその成り立ちに於て英國の多大なる支援の下に誕生し、その後引續きその支持を受けてゐる。然るに今この法幣を固ふに廻して行ふ通貨戰爭に、いはゞ敵方の援兵を直ちに自分の味方につけやうといふことは到底云ふべくして行ひ難い。英國の協力が得られねば米佛の協力は自然必然的に得られないものといはねばならぬ。

斯く考へ來れば諸外國との協力案は實現の可能性さへもなく、假令實現するとするもそれは事實處理の根本方針から遙かに遠いものになり終るであらう。依つて吾人はこの第二の協力案を去つて第一の獨自案につきその可否並にその能否を検討してみなければならぬ。

一一一 圓ノ一トの問題

次に第一案の日本並に中支新政府側にて獨自の方策を講ずるに當り、先づ考へておかねばならぬことは圓ノ一トの流通である。之は事變勃發の初期に於て、先きに述べた如く北支に在つて鮮銀券の流通が計畫されたのと相俟つて中支方面に在つては日本銀行券が用ひられた。若し此の日本銀行券が何等支障なく、即ち圓滑に且つ價值低下なくして中支方面に流通してゐたならば自ら別個の法幣對策を必要としなかつたかも知れない。併し不幸にして圓札は通貨工作の成功的手段ではなかつた。否最初は之を通貨工作の手段として流通せしめるといふ様な積

極的の意圖はなく、上海の虹口側に於て多少流通してゐたが故に、事變下に軍の行動する地域に迄その流通範圍を擴張する位は容易であり不安はないと考へられたのであらう。然るに或は軍費とし、又一攫千金を夢みた日本人の渡航に際しての携行により、忽ちにして上海には圓札の氾濫を來たした。此の當然の結果として圓札の價值下落を招いた。恐らく日本側としては圓札に對する絶對の信賴によりそれが假令上海に行かうと南京に行かうと價值低下などのことなくして横行濶歩し得るものと考へてゐたであらうが、事實圓札も一と度海外に出づれば外國通貨となり、需給その他の關係によりその鼎の輕重をば遠慮もなく問はれることゝなつた。それも事變當初より昨年三月迄の間は法幣は一志二片半、日本圓は一志二片の釘付政策を共にとつてゐたが故に、中支に於ても大體圓元ペーの取引が行はれてゐたが、昨年三月北支に於ける聯銀の創設を機會に、國民政府は三月十四日より爲替の統制賣りを廢して割當制とせる爲め漸次法幣の價值は下落して七、八月頃より法幣一元につき八片の基準に大凡そ落着くことゝなつた。

然るに當時北支に於ては聯銀券は日本圓とリンクし、法幣に對してはペー乃至（八月八日より）僅かに一割の打歩を以て引換へることゝなつてゐた爲め、中支の法幣價值が下落すれば、當然之とペーの關係にある聯銀券は低下を來たすべく、又此の聯銀券とペーの關係にある日本圓は聯銀券並に法幣とその運命を共にすることゝなる。かゝる結果を生ずるに至る迄の爲替操作、資金操作は種々の様相ありと雖も、互にペーの關係にある三種の通貨は自ら一連托生の運命を免れることを得なかつた。かくして日本内地に於てこそ一志二片を死守してゐたが

上海に在つては九片程度になつた。かく日本圓が直接にしろ間接にしろ法幣に引ずられるのであつては、之は何等法幣對策とはならない。むしろ此の法幣に引張り廻される圓札に對する對策が法幣對策と關連して中支通貨工作の重大な一問題となつた。

茲に於て昭和十三年十一月一日より上海を除く中、南支の占領地區に於ては軍票制度を以て臨むこととなつた。

二、軍用手票

軍票は吾國に於ては正式には軍用手票と名付けられて居り、之を略して軍票といひ習はしてゐるが、一般的には軍用貨幣(War Money)といつた方がよくわかるかも知れない。軍用貨幣の定義としては「戰時出征軍が、戰地に於て作戰行動及占領地行政等の經費支拂の爲め使用する貨幣を謂ふ」として示される場合もあるが、或はもつと簡單に且つ廣義に解して「軍政下に於て特に發行せられる貨幣」といつてもよいのではないかと考へてゐる。併し此の定義に就ては今次事變の經驗をも參考として更に考究を重ねたい。

(1) 森武夫執筆「軍用貨幣」金融大辭典 第一卷六五六頁參照 尙森武夫「戰時統制經濟論」四八三頁參照

とまれわが國の軍用貨幣としては、日清戰爭の際「軍用切符」として三百七十八萬圓(二百七十萬兩)を携帯せしめたが、その行使に至らざる前講和せる爲め實際にはその使用を見なかつたといふ例があり、その後明治三十七、八年の日露戰爭に際し、又大正三、四年の日獨戰爭等に軍用手票と名付けて之を用ひた前例がある。

さて今事變に際しては、最初不擴大方針で進み、且つ軍票が民衆に與へる影響を考慮して北支に於ては之が使用を見なかつたが、一度戦線が中南支に迄擴大する様になつては自ら軍票使用に對する考へ方にも變化を來したものと見られる。殊に日本銀行券が内地と支那とでその價值を異にするに至り、法幣により之が脅威を受けることゝなつてはその救済を計る爲めにも一應軍票の使用は考慮されてよい筈であつた。

元來軍票は軍政下に於ける特殊通貨なるが故に軍政の統治力が強力でさへあれば、軍票の流通は一應行はれる筈である。只その價值を維持しその流通を圓滑にし、一般的通貨と同様に經濟的流通力を保たしめる爲めには軍政の壓力のみにては不充分にして、その背後に一般的通貨が持つ可き經濟的の購買力（併せて出來るならば法制的の支拂力）が存しなければならぬ。軍票にこの經濟的購買力を持たしめることが出來れば大體に於て、軍票流通政策は成功を收め得たものといつてよい（尤も此の他民衆の心理的要素を考慮することが必要であるが今少時此の點は問はないことゝする）。

然らば軍票に經濟的購買力を持たしめるには如何にすればよいか。元來軍票はその成立に於て一種の徵發證券なるが故に、若し之を發行したのみにて之を回収することをしなければその圓滑なる流通は期して望むべくもない。即ち發行者自らが之れを受取る様にせずして、之が所持者にのみその流通を強ひてもそれが不成功に終るは必然である。そこで一種の徵發證券たる軍票をして尙經濟的流通を圓滑ならしめる爲めには此の軍票を以て物資を購入し得る様にする必要がある。更にそれと並んで法制的支拂手段として役立たしめることをも考へて

よい。その前者に對しては軍票流通地域に物資を供給して軍票に對して之を賣渡すこと、或は水道、電氣、交通機關等のサーヴキス供給に對して軍票を以てその料金の支拂を受領する様にするのである。又後者即ち法制的支拂手段としては諸税の納入に軍票を受入れることを許さねばならぬ。かくすれば徴發證發たる軍票と雖も優に經濟的並に法制的の流通手段として作用し得る。

一四 宣 撫 品

日本の南支通貨工作として軍票制度採用に決し且つ之を實行してゐる今日まさに上記の如き配慮が行はれ且つ之が實施されてゐるのである。内地から夥しく支那に輸送されつゝある貨物は大別して二となる、曰く軍需品、曰く宣撫品である。この後者即ち宣撫品中には各種各様の物資を含み、その中には幾分無料にて給與する物もあれど多くは軍票と引換ふべき物資である。此の物資の輸送があるからこそ軍票制度は成功を收め得るわけであり、之なくして軍票制度は崩壞の憂目を見るべく、終ひに宣撫工作は徒勞に歸すべきである。

只此の際注意すべきは、日本政府の軍票の流通を圓滑ならしめることは結果に於て事變をして有終の美を飾らしめることとなるが故に、その爲めの宣撫品も軍需品と共に統一的計劃の下に統制されなければならぬ。恐らく吾が國の物動計劃中には此の考慮が概に業に拂はれてゐることと思はれるが國民各自が又此の覺悟を怠つてはならない。併し乍ら直接軍需品の供給によつて民需品は多大の壓迫を受け、國民生活は著しく抑制されてゐるが故

に爲政者としては宣撫品の供給に對しては成る可く内地の國民生活に支障を及ぼさざる様な物資にして然かも支那民衆の喜んで購入する様なものゝ選定に努力を拂はなければならぬ。(2)

(2) 餘談乍ら上海に於ては法幣の對外價値の下落、一般物價の騰勢、それに米穀商の思惑による米の賣惜しみ、金持の買占め等により六月頃一石(日本の凡そ六斗)につき十三、四元のもが八月には五十元以上となつた。之に對し日本側では主に蠶湖米を移入して一石につき軍票十六餘圓で引換へてゐた。

現在軍票は上海を除く長江沿岸に又廣東を中心とする南支方面に流通してゐる。併し之によつて中南支に於ける通貨工作が完了したわけではなく、日露戰爭の場合に於ける前例に徴しても明かなるが如く發行された軍票の整理問題が尙残つてゐる。殊に上海は軍票の一般的強制的通用地域から除外せられてゐる。茲に今後の問題としてではなく、當面の問題としての通貨政策の重要性が潜んでゐる。又中支に於ける軍票の流通高は或は三千萬圓程度といひ或は多少それより多いともいふ。何れにしても實際の流通高は發表されてゐないが故に單なる推測の程度を出でない。併し漠然乍ら數千萬圓としてもそれは中支全體の流通總額であるのに、法幣の上海附近に於ける流通額だけでも五億元と見積られてゐる故、此の點から見ても上海を中心とした通貨政策、又は法幣對策の重要性が窺はれるわけである。

(3) 本年八月南京より漢口行の日清汽船の乗船券を購めた際にその券面に「安慶より上流は軍票のみ流通するが故に日本銀行券等は軍票に代へて持參するがよい」といふ意味の注意事項が記載されてゐた。そして漢口上陸に先立ち船中に出張の係官より筆者は「日本金(日本銀行券)を持たぬか」との質問を受け、「使用しないつもり日本金若を

干圓所有してゐる」旨を正直に答へた、すると、「日本金は持てぬことになつてゐるから」との理由でそれを軍票に引換へることを命ぜられた。そして矢張船中に出張して來てゐる正金銀行員の手によつて筆者の日本銀行券は軍票と引換へられた。併し他方數日後漢口を出發するに當り、「残つた軍票は上海でも長崎でも等價で日本金に代るから、しまらぬブローカーに引掛つて安く引換へなう様に」との注意があつた。何れにしても長江沿岸の軍票制度は相當強硬なものがあることを感じた。それにも拘らず支那人間には依然法幣が主に使用されてゐる事實を否み得な

(4) 今村忠男 支那新幣制の話 一一五頁參照

(5) 「ダイヤモンド」昭和十四年八月廿一日號所載「E・カン氏と法幣の將來を語る」一三頁 筆者がE・カン氏に面接の際恰かもダイヤモンド諺特派員藤川氏との一問一答のロレーを示されたがその中にも第三十三問「What sum of Fa-pih remains in circulation now in and around Shanghai?」の答として「Impossible to say, perhaps 500 million dollars.」と書かれてゐた。

一五 聯銀券流用論

さて本題に立歸り日本並に維新政府の獨自の方策として如何なる案を以つて臨むべきであるかを考究しやう。第一に考べられるのは北支に成立した申國聯合準備銀行券の中支流用方策である。併し上海附近には五億元程の法幣があり、然かも今日その對外價值が下落したとはいへ、尙外貨に交換することができる状態にある。然るに聯銀が有する外國爲替資金は極めて乏しい、假りに拂込資本金全額を外貨に換へたとしても二千五百萬圓に

過ぎない、之を以て北支より一層流通量の多い且つその活動力の旺盛な中支の法幣に對抗することは困難である。如何に大膽に考察しても到底勝算はない。又更に考慮すべきは聯銀券は日本圓とリンクしてその對外價值一志二片を稱へてゐる、然るにその後法幣は下落して昨年六月以降本年四月迄は大體八片を基準としてゐた、それと相應じて圓ノートは法幣に對しパー近くであるか乃至は一割五分位迄の打歩が附いてゐた。即ち上海の圓札對法幣の兩替相場は勿論時々變動はするが最も有利な場合でも、法幣百元に對し圓札八十四圓五十錢見當であつた。夫故八片の法幣から換算して、圓札は上海にて最も好い條件の下にあつて約九片見當であつた。之は上海といふ一の獨立した市場に於ける圓札の相場である。然るに現實が斯くの如くであるのに北支の一志二片基準の聯銀券を上海に於ても流通することは、多大の努力を拂つてその對外價值の維持を行つてゐる聯銀券を徒らに窮地に陥れるものであり、然かもその爲めに圓ノートの救済されるところ少しもなしといふ結果に終る、かゝる一利なくして弊害のみある方策が採用され得る道理は絶對にない。依つて別案を以て臨まねばならぬことが理解される。

(6) 現代支那講座 第三講財政金融 金融篇 宮下忠雄執筆 支那の貨幣金融 二八〇頁並に三三五頁所掲表參照

一六 小規模地方銀行案

上述の如く上海の法幣流通量は相當に多額に存する、それに正面から對抗して行く爲めには矢張多額の資金殊に外貨資金がなければならぬ、然るに事變下にあつて年々入超を續けてゐる日本にも、又成立後日尙淺くして諸

政未だ充分その軌道に乗らざる維新政府に於ても左程多額の外貨を準備することは困難である。依つて最初から大規模な對抗機關即ち中央銀行の設立の如きは事實上不可能である。

然らばそれと正反對に極めて小規模の地方銀行を（例へば漢口などに）設立し之に發行權を與へ逐次その勢力を増すこととして如何。之も一案であり大規模銀行の成立不可能に顧みて實現の可能性極めて大であるが、假令かゝる銀行が設立されたとしてもそこに於ては既に軍票制度が確立して居るであらうから新銀行の發行券は法幣に對して何程の効果をも與へないであらう。殊に法幣對策としては上海を離れた僻遠の地に設けられた銀行にては到底その目的達成に役立たないであらう。例へば現在法幣として認められてゐる中央、中國、交通、中國農民の四銀行の發行券の中最初の三者は「中、中、交」として上海の何れの外國銀行にても受授されるが中國農民銀行券は法幣として認められて居り乍らその流通力に缺くるものがある。蓋しそれは中國農民銀行が元々一九三三年漢口に設立された公稱資本金一千萬元、拂込額五百萬元の小銀行（最初の名稱は「豫鄂皖贛四省農民銀行」）にして一九三五年名稱を中國農民銀行と改め、更に一九三七年總行を漢口より上海に移したものであるが尙その實力乏しく他の上海在來の三銀行と比肩し得ない實狀にある。此の中國農民銀行の一事例を以てしても地方的小銀行が上海にその勢力を擴張することの如何に困難なるかが知られる。

かくて最初より大規模なる銀行も出來ず、又小規模の地方銀行もその用をなさずとすれば、自ら目標は中規模の銀行を上海に創設するといふことにならざるを得なかつた。當局に於ても此の目標に向つて準備工作を進めつ

とあつたものゝ如くであるが事實上その實現を見たのは本年の五月である、即ち本年五月一日華興商業銀行が上海に於て創立總會を開き、五月十六日より開業するに至つたのがその結實である。

一七 華興商業銀行の組成

華興商業銀行の組成の大様は次の如くである。

名 稱	華興商業銀行(日華名同一) 英名 The Hua Hsing Commercial Bank
組 織	維新政府の法人—股份有限公司(株式會社)
資本金	五千萬圓全額拂込(英貨及米貨を以て拂込濟)、一株百圓 五十萬株
出資者	中華民國維新政府 二千五百萬圓
	日本興業銀行 五百萬圓
	朝鮮銀行 四百萬圓
	臺灣銀行 四百萬圓
	三井銀行 四百萬圓
	三菱銀行 四百萬圓
	住友銀行 四百萬圓

(右出資者の中維新政府以外の六銀行は現在上海に支店を有する日系銀行を網羅したのであるが、只例外として興業銀行は上海支店なきにその中に入り、正金銀行は支店を有するの之に加はらなかつたのは、横濱正金銀行條例により株式引受を禁ぜられてゐるからである。即ち同條例第十一條に

横濱正金銀行は左の場合を除くの外不動産株券其他の物件を買取り又は引受くることを得ず

第一 銀行營業の爲め地所家屋の必要あるとき

第二 貸金返濟の爲め眞償者より之を引渡し又は賣却するとき

第三 貸金の抵當にして裁判上公賣に付したるとき

と規定してゐる。よつて正金銀行の代りとして興業銀行が參加したのである。併し興業銀行と雖も素りに株式引受けをなし得るものではなく只日本興業銀行法第九條の末項に

「前項の外主務大臣の認可を受け株式の應募又は引受を爲すことを得」とある規定により大藏大臣の認可を受けて華興商業銀行の株式引受けを行つたものと察せられる。かく表面上は日本興業銀行が出資をしてゐるが同行の支店は勿論上海に存在せず、元々正金銀行の代りに出資せるものなるが故に株主權の行使は正金銀行が代行することになつてゐる。」

店 舖 本店(總行)を上海に置き、その假事務所を寶樂安路二號 (No.2 Darrach Road, Shanghai) に

設け、支店を南京その他必要な地方に設ける。

(此の本店の所在地は北四川路の大通りより少しく西に入った所にしてあまりその存在が明瞭ではない。併し目下上海は事務所住宅共大拂底にて同銀行も早急の間に適當な目抜きのある場所に開設することが出来なかつたことである。されど近日ガーデン・ブリツヂ附近に移轉するといはれてゐる。)

營業年限 開業の日（五月十六日）より滿三十年

業務範圍 一 確實なる商業手形の割引

二 確實なる有價證券、債券又は換價容易なる商品を擔保とする貸付及手形割引

三 國內外爲替及荷爲替の賣買

四 地金銀及外國貨幣の賣買

五 確實なる有價證券の代理應募及引受

六 各種預金の受入

七 取引先の爲にする手形取立

八 金銀其他貴重品類並諸證券類の保護預

九 各種貯蓄及信託業務

尙政府の委託により國庫及國債事務を取扱ふことを得る

特 權 政府より兌換券及補幣券發行の特權を與へられて居る、其準備は少くとも百分の六十を地金

銀、外國貨幣、外貨資金、外貨證券、外國爲替にて保有するを要し爾餘の分は商業手形其他確實なる有價證券にて保有せねばならぬ、尙茲にいふ外貨は圓及び圓系通貨を含まず第三國通貨に限つてゐる、而して右銀行券は一般に強制通用力を有する、尙右華興商業銀行券の券面額は差當り左の五種であり夫れ夫れ異

つた景色を配してゐる。

拾 圓 蘇州の名園たる西園の戒堂寺

五 圓 杭州西湖の風景

壹 圓 南京の明孝陵

貳 角 蘇州虎邱の古塔

壹 角 揚子江のジャンク

因に發行及準備の狀況は毎月十五日及月末の數字を公表することになつてゐる。

根據法 華興商業銀行暫行條例に據るが之はその名の示す如く暫行的のものゝ如く、全文八條より成る

簡單なものである。⁽⁷⁾

(7) 以上は主として「華興商業銀行の乘」に依り當時發行の新聞雜誌等の記事を參照した。

一八 華興商業銀行の使命と華興券の對外價值

斯くして華興商業銀行は五月一日に創立を見同月十六日より營業を開始したが、抑々此の銀行の創立につき當局者側のいふところの説明を綜合要約するに大體次の如くである。

事變後中支一帶は金融梗塞し、他面舊法幣の準備金は消盡されて通貨不安の度を加へた。よつて圓滑なる金融

機構を整備し更に安定通貨の供給をなすことが緊要である。此の目的の爲に設立されたる華興商業銀行は資本金の五千萬圓を全部外貨を以て拂込まれ、その上維新政府の無利息預金一千萬圓を加へ極めて鞏固なる基礎の上にあり、その發行券に對する準備は常に百%以上ある。依つて若し華興券の所有者として外貨を必要とする者には何時にても外貨を與へることが出来る。

華興商業銀行は發行權こそ有してゐるが要するに一箇の商業銀行にして爲替の賣買を行ふことが當面の主要業務となつてゐる。然かも華興券はその對外價值を法幣とリンクせしめて、當時對英八片の基準を採用した。之は日本圓並にそれとリンクせる滿洲、北支及び蒙疆の一志二片建と異なるものであるが、中支殊に上海の特殊事情が一志二片基準の維持が明瞭に困難なりと考へられた爲めであらう。蓋し法幣の現在相場が既に八片であるのによれより六、七割も高い一志二片に基準を定めることはその流通地域の經濟權が相當強度に確保されてゐて、輸入の統制の如きも充分に行はれてゐるのでなければ到底望めないことである。又假令一志二片の價值を維持することが出来たとしても、さうなれば一志二片基準の華興券建物は自ら八片基準の法幣價格に比し不利の結果となる。然かも法幣は約半ケ年以上八片基準を維持してゐるが故に當分此の法幣にリンクせしめ、若し將來法幣の價值下落を來たす様な場合には、法幣とも絶縁して独自の進路をとるといふのである。

果たして六月七日に至りて香上銀行上海支店が本店の命なりとして八片四分一賣りのインター・バンク取引を停止し、僅かにマーチャントに對してのみ八片丁度にて賣り應ずることとし、更に八日には七片賣を發表したの

に應じて華興商業銀行は法幣と等價交換を續けつゝ市場の成行を觀望してゐた。

其後法幣は六片十六分の九にて統制賣が行はれてゐたが、七月十八日に至つて之さへも中止され、同日午後には五片丁度にまで低落し尙漸落の傾向を示した。よつて華興商業銀行に於ては何處までも法幣に追隨するを得ずとして、斷然法幣との絶縁を決意し華興券は對英六片の基準を保つことゝし七月二十日より此の基準による外貨賣を開始した。その後八月に至り法幣は三片臺に轉落せるも華興商業銀行は依然六片基準を維持してゐる。よつて現今華興券と法幣との兩替相場は時に多少の變動はあるが大體前者の百圓につき後者の百六十元内外を示してゐる。

一九 華興券對法幣

上述の如く華興券は現在六片の價值を維持し、法幣は三片臺なるが故に此の點のみより觀察すれば華興券は法幣を打のめしたるが如く見られる。然るに他方その流通量を考察するときは法幣は先きに述べたる如く上海附近のみにて五億元あり、それに華興券の流通高は八月末に於て兌換券百二十三萬三千圓餘補幣券壹萬五千圓餘にして合計百二十四萬八千圓餘に過ぎない。九月に至り俄然その流通高を増したとはいへそれでも月央兌換券二百八十二萬八千圓補幣券一萬四千圓合計二百八十四萬三千圓である。いはばその流通量に於ては法幣に比し九牛の一毛にも足りない状態である。之では假令華興券が市場に流通したとしても之が爲めに法幣が實際上蒙る打撃の如

きは殆んど云ふに足らぬかも知れぬ。されど又華興券はそれ程に無力なものであらうか。之につき吾人は華興商業銀行創設當時の該銀行當局側と外國筋批評家との見解を對比してみたい。

例へば同盟(五月一日發)の傳へるロンドンの見解は「これ(華興商業銀行の設立)を以て法幣の流通禁止の前提乃至は法幣壓迫手段と看做し、爲替率をハベンスに規定し、法幣と同様にしたのは北支の通貨政策の經驗に徴したもので事實に即してはゐるが法幣維持に努力してゐるイギリス政府の方針と正面衝突を來たすものとみてをり今後兩國間の摩擦増大が豫想されてゐる云々」と誌されてゐる。

之に反し華興商業銀行設立當時に於ける維新政府の聲明中には次の如き主張を發見する。「……蔣政權の没落の明かなる火を睹るに等しく、従つて法幣の前途又逆睹し得べからざるものあり。(中略)而して本銀行の發行すべき新通貨は常に自由に外貨に兌換せらるべきものにして本政府は責任を以てその價値の安定性を確保し、これにより不當なる政治的壓力の下にその將來に全然信を措き得ざる法幣を取引の要具とするために不斷の不安裡に置かれる民衆の經濟的利益を保護せんとするものなり云々」

今此の兩意見を要約するに外國側のそれは華興券を以て法幣を壓迫するものなりといひ、維新政府側は法幣の不安を除くものなりといふ。果してその何れが眞にして何れが偽りなるか。或は兩者は各見解の相違なりとして相譲らぬかも知れぬが吾人の見地より之を見れば各々はその各々の主張として、尙其所に兩見解の融合すべき一點を見出すものであり、又其所にこそ今後の法幣對策の鍵鑰も存するのではないかと思ふ。

外國筋の見解によれば華興券は法幣を壓迫するといふ、蓋しそれは偽りなき事實であるかも知れない。併し只無闇に壓迫のみを事とし法幣所持者を不利に陥らしめる事を以て目的とするものではない。その前に之が救済策が設けてある、即ち華興商業銀行創設當時にあつては華興券と法幣とをペーにて交換し、然かも華興券の價值維持には政府が全責任を以て之に當るが故に、いはゞ吾れに味方する者は飽迄も擁護しようといふのである。

此の際稍傍き道にそれる如くであるが華興券の交換につき興味ある一事例を示さう。それは八月十六日發行の Finance and Commerce 誌の掲載する一記事であり、それに大略次の如きことを誌してゐる。即ち

「當局では華興券には六片の確定相場が與へられてゐると公表してゐるにも拘らず、日本側が華興券に對し爲替を賣らないといふことを本欄に於て前數回に亘り述べておいた。その記事は之を載せた當時に於ては眞實であつたが今では之を修正しなければならぬ。前週本誌に華興商業銀行より寄せられた一書翰を掲載した、それには何人にも華興券を所有してゐて爲替を欲する人は、どの日系銀行にその要求をしてもその要求は達せられるといふことが極めて明白に主張されてゐた。そこで一の試験をしてみた。華興券三千圓を調達して之で七十五磅の手形を得たいと思ひ、日本系の諸銀行を訪ね廻つた。五つの銀行を訪れたのだ。その中四行は申譯をいひ、そして極く懇懇に、直接華興銀行へ要求していただいた方が大變手數と不便が省けるのですがといつてくれた。併し五番目の銀行は華興券をキャツシュに代へてくれた。」

勿論此の記事は多大の皮肉を含んでゐるが華興商業銀行が如何にその責任を果たさんとしてゐるかは之によつ

でも知ることが出来る。而して此の記事に於て得られたキャツシュといふのは恐らく英貨であらうが、只に英貨のみならず、華興券と法幣との交換も行はれる。筆者が直接同行の主腦者より聞いたところに依れば、華興券の表面に例へば壹圓券ならば「憑票即付國幣壹圓」と誌されてあるが、之は壹圓の華興券を持つて來たものには直ちに法幣の壹圓を渡すといふ意味である、併しその逆を約束してゐるわけではないとの事である。

以上のことより推しても華興券に味方するものは之を擁護するといふ原則は動かないものと考へられる。併し飽迄之に對抗するものをも擁護するといふことはない。されば民衆としては假令華興券が流通する様になつても何等その爲めに損害を蒙ることはない、只華興券の存在を無視して何時迄も法幣に執着して居れば、假令その爲めに損害を受くるともそれは自ら求めて招いたものといはねばならぬ。殊に華興券は今でこそその流通量は僅少であるが將來その流通範圍を増大し、その流通を増加するに至ればその時こそ法幣を一舉に屠るときが來るであらう。現に上海に於ける關稅の徵收を九月一日より華興券建にしたのである。

二〇 蔣政府の法幣支持策

以上前號より本號にかけて、法幣の成立過程に續き、いはゞ日本側の法幣對策を主として述べた。併し法幣對策は獨り日本側の對抗策のみがその全部ではなく、他面蔣政府側並に英國側の法幣支持對策がある。勿論その中の一部につきましては既に先きに之に關説したのであるが、尙通觀的に茲に主要對策を回顧してみたい。

先づ事變勃發後も蔣政權は法幣の價値を維持することを以て極めて重要視せる如く、諸種の不利不便を忍んでも法幣の増發を抑制し、一種のデフレーション政策をとり、他方相當多額の爲替資金を保有してゐて一志二片二分一基準にて比較的自由に外貨賣を行つたこと、並に英米殊に英國側の多大の支持のあつたことなど相合して法幣の價値は相當安全を保つて來た。勿論此の効果を收めることは決して容易なわざではなかつた。

昭和十二年八月十三日上海に於ける日支軍の衝突後蔣政府は全支の銀行に對し二日間の臨時休業を命じ更に一日の日曜を加へて三日間の中に「非常時期安定金融辦法」を整備して預金の引出制限を行つた。預金の引出を制限すれば自ら金融は硬塞する。之によつて資本の逃避は防止し得ても商取引の遂行は阻害される。之が救済の便法として上海の銀錢業者は匯割制度を考案し、政府の認可を得て實施した。併し之が現金に對し割引相場を持つに至つたことは前に誌した通りである。(本誌前號一六以下参照)。

其後昭和十三年三月十日を以て北支に中國聯合準備銀行の設立されるや、之が對抗策として蔣政府は外國爲替の割當制を行つたのである。(中央銀行辦理外匯請核辦法、購買外匯請核規則)。又六月十四日以後非必需品の輸入制限を行ひ、外貨の喪失を防止せんとした。然るにかゝる外國爲替の割當制の實施により法幣の對外價値は落調を示し、既に三日中に最底一志丁度の安値を現出し、六月には八片臺に落ちた。併しこの八片の基準相場は比較的良く維持され本年五月迄続いた。勿論政府の公定相場は一志二片二分一であるが、それはノミナルに過ぎずして市場相場は上述の如く低落して來たのである。それにしても八片臺を良く維持し得たのは種々の支持方策

が採られたことに依るものである、就中昭和十三年末に於ける英(一千万磅)、米(二千五百萬弗)のクレディット設立の如き、又本年三月に於て英支共同出資による一千万磅の法幣安定資金の設定の如きは多大の効果を齎らしたものといはねばならぬ。

特に法幣安定資金は法幣價值の維持に直接の効果を及ぼし且つ比較的最近の事なるが故に左にその概要を示さう。

二一 法幣安定資金

この法幣安定資金の計畫は本年三月八日英國議會の下院に於てサイモン藏相の口を通じて始めて發表されたものである。それによればイギリス政府は今回蔣介石政權との間に法幣安定資金に關する協定に到達したが、その内容は左の通りである。(同盟、ロンドン三月八日)

一、在支イギリス銀行と支那の政府銀行は法幣價值のポンドに對する不當なる變動防止を目的とする爲替の操作に使用するため共同出資により一千万ポンドの法幣安定資金を設置する。

一、出資額の内譯は左の通りである。

(イ) 香上銀行(英)三百萬ポンド

(ロ) 麥加利銀行(英)二百萬ポンド

(ハ) 中國、交通兩銀行(支)五百萬ポンド

一、資金運用委員會を香港に設置する。委員の振當は左の通りである。

(イ) 中國、交通銀行代表委員、二名

(ロ) 麥加利銀行代表委員、一名

(ハ) 香上銀行代表委員、一名

(ニ) この他に香上、麥加利兩銀行が承認し國民政府がイギリス大藏省と協議の上指令する委員、一名

一、本協定の有効期間は十二月とし、本協定の更新または中止については兩當局者間に別途に協定す。

一、國民政府は本資金の存續中ポンドに對する法幣の價值の安定を維持するやうその經濟及び金融政策を定め、且つ國民政府及びその諸機關は必ず委員に代表せられざる銀行の一を通じて外國爲替の賣買を行ひ、更に本資金のポンドに滿たざる間、即ち決済に充當するもの、他、一切の外國爲替を本資金に繰込むべきことを約す。換言すれば本資金は支那法幣の價值維持以外の目的に使用せられざるやう必要な處置を講ずべきこととす。

一、イギリス大藏省はイギリス銀行に對する利息の延滞又はこれら銀行の蒙むれる一切の損害を補償す。

右の協定中第三項に定めてゐる委員は左の五名と指定され、尙この協定は三月廿九日英國々王の批准を得た。

中國銀行董事員蔭孫、交通銀行常務董事唐壽、香上銀行支配人ヘンチマン、麥加利銀行支配人トーマス、國

民政府經濟顧問ロヂヤース

此の法幣安定資金の設定に英國が欣然參加したのは、事變後日本勢力の進出により愈衰退せんとする英國の權益擁護に直接間接役立ち得ると考へたからであらう。而して當時に於てさへ一千萬鎊の金額にては少額に失するとの非難もあつたが、之を法幣の公定相場一志二片半で換算しても一億六千萬元餘になり、市場相場八片を以て換算すれば三億元となるが故に可成巨額のものといはねばならぬ。然るに此の安定資金の設置の前後よりわが在華紡織の外貨需要頓に旺盛となり某一會社のみにて數ヶ月間に百萬鎊の英貨を獲得したいといはれ、又その他の方面の法幣による英貨需要を通算すれば一ヶ月約二百萬鎊に上り、さすがの安定資金も數ヶ月を出でずして枯渇の運命を見るに至つた。かてゝ加へて華興商業銀行の創立となり法幣の價値は茲に第二次の大崩落を演ずることゝなつた。

一一一 法幣第二次第三次崩落とその對策

法幣の第二次崩落を演ずるに至つた直接原因は、六月五日法幣安定資金委員會の指定に基き香上銀行が外貨の賣り止めを行ひたるに基くものであるがその因つて來たるところは、安定資金の缺乏と華興券並に聯銀券による外貨獲得の防止方策とに在るものと見られる。

其後法幣價値の維持の爲めには、(一)デフレーション政策の強化、(二)低レートによる貿易調整(輸出の増

進、輸入の阻害)の必要なることを痛感し、六月二十二日より事變發生當時の金融安定辦法によるモラトリアムの他に更に別個の部分的モラトリアムを實施した。即ち一週一口五百元以上の預金引出は原則的に制限し、これを超過する部分に對しては滙割を以て支拂ふことゝした。之に基き金融界は極度のデフレーションに襲はれ、之が自衛手段として七月四日より「同業滙割領用辦法」を實施した。

之等の必死の努力にも拘らず又々法幣は大崩落の運命に曝らされた。それは勿論重慶政府の上海市場に對する統制力の缺如を曝露せるものであるが、他面天津英租界の隔絶、北支に於ける全面的爲替集中により、舊北方券は貿易通貨としての機能喪失の窮地に陥り、天津法幣相場は對英四片臺に下落せる爲め、比較的その價値の高い上海方面へ向つて此の北方券が滔々として流動したことなどによる。而して北方券の南下額は四千萬元といはれた。茲に於て上海に於けるデフレーション政策は俄然脅威を受けることとなり、七月十四日香上銀行は八月物の外貨賣を停止し茲に第三次大崩落の端を開いた。その崩落過程の中に於て八月中頃法幣は三片半以下に下つた。

此の第三次崩落後に於ける蔣政權側の法幣對策如何といふに、形式的には次の如き方法が講ぜられてゐる。

一、國內爲替管理委員會の設立 中央、中國、交通、中國農民の政府系四銀行によつて取組まれる送金爲替は從來個別的に制限されてゐたが、今回管理委員會を重慶に設け、各地に分會を置き、之を統一的に統制することゝなつた。

二、國內送金額制限と手数料の引上げ 右と關聯して昆明、重慶などの内地より上海向けの送金を爲替手数料を

一千元につき四百元に引上げ、更らに内地から失陥地域への送金額を一人一週につき百元以下に制限した。
三、内地向送金の奨励 上海方面の逃避資金を内地に誘導するため送金爲替の手敷料を一千元につき僅かに一元に引下げた。さらに第二次モラトリアム後の新滙割に關しては内地に之を送附すれば割引なしに（現在の市場割引率約二〇%）現金に兌換することとし。

又上海に於いて兌換を禁止された北方券及び漢口の地名入紙幣を内地に送附すれば、手敷料なしに流通し得ることとしてゐる。

四、金、銀、紙幣その他貨物の輸送取締強化之が輸送携行には、それぞれ政府の許可を要し又その分量に制限が附されてゐる。例へば金銀製品はその製品の純分に於て、金は一海關兩まで、銀は五海關兩まで携行できる。又紙幣は一人五百元までとし、外貨は五百元を中央銀行の建値にて換算した金額までとする。⁽⁸⁾

(8) 主として國際經濟週報 昭和十四年八月廿四日發行 二三頁以下による。

以上の如き方法は從來としても多少行はれて來たところにして然かも大した効果を齎らさなかつた點より考察して今後とても之等が重要な役割を演じ得るものとは期待されない。むしろ法幣價值が英國の援助に依存し、法幣が英國側の一貿易通貨となれる觀あるに徴して、今後の英國側の態度こそ重視するべきものである。

二三 新貿易通貨案

果たして八月初め蔣政府の財政顧問であり、法幣安定資金委員會の指導的委員である、ローチヤースは香港よ

り上海に來り、カー大使並に英國側銀行の主腦者と何事かを協議して行つた。その後香港に於て英支双方の財政金融家の間に會談が行はれ茲に新貿易通貨案なるものが成立した如く傳へられた。(同盟香港八月十四日)。

新通貨案につき内定を見てゐる點は左の諸項である。

- 一、新通貨は輸出爲替の取引及び外貨の取得にのみ用ひられる。
 - 一、法幣は新通貨と切離し、國內通貨として嚴重なる統制下に流通される。
 - 一、新通貨の發行には新たな銀行を設立せず中央銀行をしてこれに當らしめる。
 - 一、右通貨の維持統制運用のため英支の出資になる共同基金を設ける。
 - 一、新通貨の準備金についてはイギリスのみならずアメリカの出資をも求める。
 - 一、英米の出資に對しては西南地方における鑛業權を以て擔保とする。
 - 一、新通貨の價值及び發行額については未だ最後の決定をみるに至らず、目下頻りに討議研究中で一部には四ペンスのレベルを以て妥當なりと主張してゐる向もあるが更に各方面の意見の出盡した上最後の決定するものとみられてゐる。
- 他面此の新通貨案に對しては次の如き觀察が施された。
- 一、新通貨の發行は英米資金の援助がなければ不可能だが東京における日英會談の成行き等からみて英米がこれの際かゝる對支財政援助に乗出すとは思はれぬといふ意見が支配的であること。

二、新通貨を創設するとして従來法幣で取極めた契約を如何に處分するか等の技術的困難があること。などにより此の案は早急には實現され得ないだらうといふのである。

二四 蔣政府系四銀行の統轄

その後の世界の情勢は期せずして波瀾萬疊の有様を呈するに至つた。

八月十九日 獨ソ新通商協定

八月二十三日 獨ソ不侵略條約締結

之に對する日本の抗議、英米の對日感情の緩和好轉

九月一日 獨の波蘭侵略

九月三日 英佛の對獨宣戰布告

九月五日 天津の程氏暗殺犯人四名の引渡

九月十五日 ノモンハン事件停戰協定成立

その間我が國としては八月廿八日平沼内閣の總辭職、八月卅日阿部内閣の成立あり、支那には汪兆銘を主班とする新政府運動が日々その勢力を加へつゝある。

此の間法幣は磅安の恩惠を受けて一時五片近く迄飛上つたが又數日ならずしてもの三片臺に落着いた。法幣

は一日として安眠を許されないのである。茲に於て重慶政府は法幣の慘落、金融財政の補強に備へ強力なる中央金融機關設立の必要に迫られ、茲に「戰時健全中央金融鞏固辦法」を制定し、中央、中國、交通、中國農民の四行を打つて一丸となし、四行聯合辦事總處を設け之に理事會を置き、主席一名常務理事三名とし、理事會主席は財政部よりの授權により非常時期に於て政府系四銀行に對し種々の處置を講じその職權を代行し得ることとした。而して之が主席に中國農民銀行理事長蔣介石を任じ、現中央銀行總裁孔祥熙、中國銀行董事長宋子文、交通銀行董事長淺永銘をそれぞれ常務理事となした。重慶政府は之により其の治下の金融統制力を強化し更に國內資源の開發に資せんと希ふものである。

二五　　む　　す　　び

以上吾人は法幣對策につき、一方日本並に支那新政府側より又他方翻つて蔣政府側より之が概觀を試みた。然る後吾人は茲に「今後如何に對處すべきか」、「之につき筆者が意見如何」と尋ねられるべきことを豫期しなければならぬ。併し凡人たる筆者はかゝる豫想を有しつゝも尙満足なる明答を提示し得ないことを遺憾とする。されど吾人は只次の一事を云ふことが出来る、即ち「法幣が今後如何になり行くかは、實は「吾人が之を如何になすか」との決意とその決意に基く實行力とによつて大部分左右されるものである、従つて此の根本方針さへ決定すればその間に生ずる凡百の小事件の如きは敢えて意に介する必要はない、只その時々はいはば對症的處置を以て

臨めばよいと。殊に法幣對策は上述せる如く我が方よりの方策のみならず彼の方よりの方策が加はる。之に對し重慶政府側が或る對策を講じたる度毎に吾が方が常に根本的にその態度の變更を必要とするが如きことあらば、それは徒らに彼等に愚弄されるのみにして眞の解決に至る途ではない。よつて吾が方として確固不動の大方針を決定し、只管之に邁進することを之努め、餘はその時々の方策をあしらふことを以て足る。

勿論最後の目的は法幣の壞滅であるが、それは法幣が敵性を發揮するが故之を壞滅せしめる要があるので、若し之が敵性を示さずとすれば、恰かも人に於て「良民を苦めず」との道義感が示されると同様、法幣に對しても「窮鳥懷に入れば」との襟度を示してもよい。更に論壇の一部分に稱へられる如き法幣逆用論に耳を藉してもよい。蓋し法幣に對し民衆の有する信頼性を如實に目撃し、その信頼性の由來が獨り幣制改革の昭和十年に始まるに非ずして、その以前より一般に流通せる銀行券を一片の法律を以て法幣となし、且つ銀の國有を斷行してこの法幣をのみ唯一の通貨としたことに基くことを悟れば、法幣の急激なる驅逐は勞のみ多くして效果乏しきものともいひ得るのである。よつて最終目的達成の道程に於て法幣を逆用することも決して無意味ではない。又かゝる逆用論を口に出して稱へずとも現地に於ては相當程度に之を實行してゐるものといひ得る。本年三月設けられたる法幣安定資金の數ヶ月を出でずして枯渴せる事實を觀るとき思半ばに過ぐるものがあらう。只問題は此の逆用を是認するか是認せぬかに存する。法幣逆用論はこの是認を一般的ならしめる點に於て多大の存在理由を持つ。

(9) 木村増太郎 「支那法幣の前途と中南支貿易」 經濟論叢第四十八卷第五號參照

かく觀じ來れば吾が方としての法幣對策の要諦は轉じて吾が支那に於ける通貨工作の態度如何といふ問題になる。今現實に顯はれてゐるところを以て見れば、北支に於ては聯銀券を以て國內通貨(軍票的色彩も加味して)並に貿易通貨としての兩用の便に供し、中支に於ては國內通貨は軍票、貿易通貨は華興券となつて居り、南支に於ては國內通貨は軍票、貿易通貨としては香港通貨或は毫幣が用ひられてゐる如くである。恐らく南支の貿易通貨工作は今後確立さるべきものであらうが北支、中支は當分此の方針を持續するのではなからうか。それにしても軍票は支那人間に法幣以上に愛好されてゐるとも見えず、又華興券の流通量は微々たるものであり、今後の通貨工作は決して容易なものといふことは出来ない。殊に上海には圓札のみならずそれに數倍する圓預金あり之が上海に於ける圓相場場の弱材料となつてゐるのを如何にするか。假り軍票に對する民衆の心理的問題は別個の形式の通貨を流通することによつて解決するとしても、その通貨の價値の維持、圓札圓預金の回收等には結局物資の供給を潤澤にしなければならぬ。それには所謂民需品を必要とする。支那の民需品が日本の民需品と異つて居れば兎に角大體相似たものである以上、日本民需品は此の上の節減を必要とすであらう。既に軍用資材の供給の爲め可成の節減を蒙つてゐる民需品のこの上の節減は決して苦痛なしには行はれないであらう、併し事態は好むと好まざるとに拘らず進んで行く。併し之も一の生みの惱みとして甘受しなければならぬ。

之を要するに法幣はそれが敵性を有する限り、飽迄も之を清掃しなければならぬ。之をなさずして今次事變の有終の美を達成することはできない。併し筆者が今回中支方面を視察し(尤も極めて限られたる地域、而かも限

られたる短時日の故に或は誤なしとはしないが)得たる結論は、徐々にその目的の達成に精進すべくして決して功を急ぐ可からずといふことである。されど之は本稿の冒頭に絶叫せる法幣打倒論の鋭鋒を鈍ぶらせたものと解せられてはならぬ。むしろ一舉に打倒することは容易である。否それは最も容易である。それにも拘らず敢えて之を避けて徐々にその目的を達成せんとするは、今次事變の道義性を尊重し、民衆を敵とせざるの實を顯はさんとするものに外ならない。(九、二五)